

平成 30 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 6 月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 2 4
-

平成 30 年 6 月 20 日（水曜日）

文教福祉委員会会議録

平成30年6月20日 水曜日

午前10時00分開議

午後 0時38分開議（実時間143分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第71号・平成30年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第61号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
1. 議案第62号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
1. 議案第64号・専決処分の報告及びその承認について（八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
1. 議案第65号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））
1. 議案第66号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号）
1. 議案第70号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査
（八代市が運営するデイサービス事業の見直しについて）
（第7期八代市介護保険事業計画等（平成30年度～平成32年度）の推進について）
（博物館施設整備（外壁他改修）工事概要について）

○本日の会議に出席した者

委員長	上村哲三君
副委員長	橋本幸一君
委員	金子昌平君
委員	鈴木田幸一君
委員	野崎伸也君
委員	橋本徳一郎君
委員	福島安徳君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	桑田謙治君
教育部次長	和久田敬史君
教育部次長	宮田径君
学校教育課長	西村裕君
博物館未来の森ミュージアム副館長	福原透君
健康福祉部長兼福祉事務所長	丸山智子君
健康福祉部次長兼福祉事務所次長	小林眞二君
生活援護課長	角竜一郎君
理事兼こども未来課長	田中かおり君
長寿支援課長	鶴田洋明君

国保ねんきん課長 岩 瀬 隆 敏 君
健康福祉政策課長 續 良 彦 君
長寿支援課 元 村 純 子 君
地域支援係長

○記録担当書記 鶴 田 直 美 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(上村哲三君) それでは定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号(関係分)

○委員長(上村哲三君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号中当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長(桑田謙治君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) それでは、平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号のうち教育部関係分につきまして、和久田教育部次長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部次長(和久田敬史君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号中、教育部所管分につきまして説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、予算書3ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に1299万3000

円を追加し、補正後の額を48億107万3000円とするものです。なお、補正額中、教育部が所管いたします金額は1005万3000円で、その他の額294万円は、経済文化交流部が所管するものでございます。

それでは、歳出の具体的内容について説明をいたします。15ページをお願いします。

款9・教育費、項2・小学校費、目2・教育振興費に25万3000円を計上いたしております。この教育研究校事業でございますが、熊本県の学校体育・健康教育研究指定校補助事業を活用し、学校給食・食育研究推進校として児童が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育くむための資質や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通した食育推進のあり方について研究し、実践モデル校としてその成果の普及に資するために要する経費を計上したものでございます。4月7日に東陽小学校が指定を受け、平成30年度と31年度の2カ年におたり事業を行うものでございます。事業費25万3000円の内訳といたしまして、報償費5000円は講師謝礼で、旅費5万1000円は講師の費用弁償7000円と先進地視察旅費4万4000円でございます。また需用費19万7000円は研究に伴う消耗品及び印刷製本費となっております。なお、特定財源の25万3000円は、県指定推進校県補助金10万円と諸収入、雑入で、熊本県学校給食会助成金15万3000円となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

款9・教育費、項3・中学校費、目2・教育振興費に10万円を計上いたしております。教育研究校推進事業ですが、県の人権教育研究推進事業を活用して人権意識を培うための学校教育のあり方について、県教育委員会との連携・協力の下で幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実のために要する経費を計上したものでござい

ます。今回、泉中学校が決定したことに伴い、所要の経費を措置するものでございまして、研究期間は2年間となっております。事業費10万円の内訳は、報償費が講師謝礼として5000円、旅費8万5000円は、講師の費用弁償及び先進校の視察旅費でございます。需用費は、研究に伴う書籍購入費として1万円を計上しております。なお、特定財源の10万円は、県指定研究推進校県補助金でございます。

款9・教育費、項7・社会教育費、目1・社会教育総務費に970万円を計上いたしております。特定財源は自治総合コミュニティ助成事業助成金でございます。事業内容は、自治総合センターコミュニティ助成事業で、ことし3月に事業採択されたことから今回補正予算計上となっております。一般財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成事業を活用し、昭和47年に建てられ老朽化している郡築2番町町内会の自治公民館の建てかえに対して補助を行うものでございます。事業主体は郡築2番町町内会で、総事業費は1620万円、助成金額は補助率5分の3に相当する970万円となっております。

以上が、教育部が提案いたしております今回の補正予算の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 2つ、教育研究費のやつ、話あったかと思うんですけども、東陽と泉中学校、選定の理由と、給食のほうなんですけど、具体的にどやんことばしなっとか。あと、人権教育のほうは、これは、今、説明聞いたところ何か先生方の研究のほうかなというふうに思ったんですけども、そちらの関係についても少しお話お聞かせください。

○学校教育課長（西村 裕君） 失礼いたし

ます。議員御質問の件につきまして御説明申し上げます。

まず1点目、東陽小学校、泉中学校が選定された理由でございますが、まず、東陽小学校が食育研究指定に決定した理由について申し上げます。

東陽小中学校区においては、1小1中という配置になっておりますが、ここでは中学校教員の小学校への乗り入れ授業、小中連携教育においても取り組みが盛んに進められております。豊かな自然に囲まれ、人材や特産物など活用可能な人材、物的要素も多く、地域と協働した教育活動の展開が期待されます。また、栄養教諭が配置された学校でもあり、給食センターも併設されております。栄養教諭は授業参画の意識も高く、東陽小学校はもちろん、配送校である東陽中学校、泉小中学校へも定期的に出向き、給食指導を中心とした食に関する指導に当たっております。

このように、日々連携を図りながら献立、食の安全について実践が高く評価されている理由からでございます。

続きまして、泉中学校ですが、泉中学校では人権教育、これを指定されておりますが、泉小中学校区では学校、家庭、地域が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図るものです。泉小中学校におきましては、施設一体型の小中一貫校となっております。そのことによりまして、地域や家庭との結びつきが強く、この泉中学校で研究を行うことでですね、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することができると考えております。小中連携はもとより、家庭や地域社会と一体となった総合的な研究を推進できると考えております。

2点目は、「事業内容」と呼ぶ者あり）事

業内容でございますね。（「人権のほうの」、「人権教育」、「どういう事業内容か」と呼ぶ者あり）

それでは、泉中学校、人権教育研究の事業内容について申し上げます。

研究テーマを、ふるさとに誇りを持ち未来につながる力を身につけた子供の育成として、小中一貫校の強みを生かし、ともに認め合い、ともに生きる仲間づくりと確かな学力の定着を目指して、という研究テーマのもと研究を行います。

幼少期から少人数で過ごし、人間関係や価値観等が固定化する課題を抱えている本校の子供たちにとって、将来どこで生活しても自分らしくたくましく生きていくことができる力を身につける、これが必要不可欠でございますので、本研究ではふるさと学習に取り組ませることによってふるさとへの愛着や誇りが深まり、自分の存在や役割を意識し、自分の考えを持つことができる子供の育成を図っていくと。さらに地域のよさやそこに住む人々の思いに触れることで他者の知恵や生き方を尊重する考えが育つであろうと考えております。

本校の特色であります小中一貫校の特性を生かして、小中連携を推進し、同年齢のお友達、人とだけではなく、異年齢の人とも一緒に学習をしたり活動をしたり、そのような場をふやして一緒に知恵を、意見を出し合いながら、力を合わせて課題解決を図りチャレンジしたりする経験を積み重ねることを通して自分らしく生きていくための未来につながる力を育成できる、このような取り組みを進めたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員（野崎伸也君） 説明いただきましたけれども、2つともですね、地域の関係とかそういう話をされたんですけれども、それどこも一緒だと思うんですよ。で、何でそこが選ばれた

かのかっていうのを具体的に教えてもらいたいというふうに思ったんですよ。今、言われたのは、ちょっと答えになってないかなというふうに思いましたんで、あと、教育の中身、実践的な中身についても少し具体的に欠けてると思うんですよ、今の答えが……。和久田次長……。

○教育部次長（和久田敬史君） まず、東陽の研究指定校につきましてはですね、先ほど学校教育課長からもありましたが、東陽小学校に給食センターが併設されていると、そういうのが1点。それから、学校に栄養教諭が配置されている。その大きな2点が今回指定された理由かなというふうに思ったところでございます。はい。よろしゅうございますでしょうか。

○委員長（上村哲三君） 中学校のほうは。（委員野崎伸也君「中学校のほう」と呼ぶ）中学校のほうの選定の理由。

○学校教育課長（西村 裕君） 泉中学校の選定の理由につきましては、やはり強みであります地域、施設一体型の小中一貫校としてのですね、強みを生かして研究を今から進めていくと、具体的に進めていくというところでございます。これが大きな選定理由でございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 後でまた、教育部のお話を聞かせていただければと思います。とりあえず質問は終わります。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で第9款・教育費についてを終了します。（「どうもありがとうございます」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため、小会します。

(午前10時16分 小会)

(午前10時17分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(丸山智子君)

おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)議案第57号・一般会計補正予算のうち、健康福祉部所管分につきまして、小林健康福祉部次長のほうから御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長(小林眞二君)

おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康福祉部の小林でございます。それでは、失礼して着座にて説明させていただきますと思います。

それでは、文教福祉委員会付託分のうち、民生費につきまして御説明申し上げます。別冊となっております議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算書・第3号をお願いいたします。

まず、予算書の3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費の項2・児童福祉費で補正額1億7995万7000円を追加し、補正後の予算額は92億1336万9000円に。また、項3・生活保護費で220万4000円を追加し、補正後の予算額は31億6956万4000円とし、民生費の総額は、2つ上になりますが、231億7439万7000円としております。

それでは、歳出の具体的な内容につきまして御説明申し上げます。12ページをお願いいたします。

下段の表になりますが、款3・民生費、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で66

34万7000円を計上しております。このうち節15・工事請負費4642万6000円は放課後児童クラブ鏡すくすくスクールの移転新築にかかる費用でございます。現在、鏡すくすくスクールは鏡小学校体育館の2階において運営しておりますが、十分なスペースがなく定員をふやせないため、利用希望者の増加に対応できず待機児童が発生している状況にあります。そのため、同校敷地内に施設を新築し移転することで定員をふやし、待機児童の解消と活動環境の改善を図るものでございます。なお、特定財源として、国からの交付金が3分の2、県からの補助金が6分の1あります。また、地方債は合併特例債でございます。また、節19・負担金補助及び交付金1992万1000円は、放課後児童クラブの整備に要する費用の一部を補助するものでございます。設置予定である松高小学校区では、現在2カ所の放課後児童クラブを実施しておりますが、近隣校区からの利用希望者の増加に伴い待機児童が発生している状況にあります。そのため、新たにしらぬい児童クラブを新設し、待機児童の解消を図るものでございます。なお、特定財源として、国からの交付金が2分の1、県からの補助金が8分の1でございます。また、地方債は合併特例債でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

上の表、同項、目3・保育所費で1億1361万円を計上しております。これは、私立保育所の施設整備に対し補助するものでございます。対象の文政第二保育園の園舎は、平成元年に公立保育所として建築され、29年が経過しております。平成17年の民営化以降、これまでさまざまな箇所の修繕を繰り返してこられました。熊本地震の影響もあり施設は劣化が進み、保育の安全性に不安のある状況にあります。そのため、児童の安全の確保と保育環境の改善のため園舎を改築されるものです。また、

特定財源として、国からの交付金が3分の2あります。また、地方債は合併特例債でございます。

次に、中段の表になりますが、項3・生活保護費、目1・生活保護総務費で220万4000円を計上しております。これは、本年10月より生活保護基準の見直しが行われるため、それに伴いましてシステムの改修が必要となったものです。なお、特定財源として、国からの補助金が2分の1となっております。

以上で、平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号、民生費につきましても説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 今ですね、13ページ、民生費の生活保護費の見直しって、どの部分をどげんに見直すのですかね。具体的にありますかね。

○生活援護課長（角 竜一郎君） 生活援護課の角でございます。よろしくお願ひします。このたびの平成30年10月の生活保護費の改訂につきましては、8つあります生活保護の扶助のうち、生活扶助、被保護者の方が生活される際の食費ですとか衣類ですとか衣食住に関する費用と、光熱水費に関する生活扶助2類という費用がございますが、その生活扶助の1類、2類を全体として5%以内で見直すというようなのが国の方針で出ておまして、その対応を平成30年10月の生活保護費からやる必要があります。まして、システム改修を行うものでございます。

○委員（鈴木田幸一君） てことは、今までの生活保護の大体の最低基準があったと思うんですけども、それよりどのくらい上がりますかね。1件当たり。

○生活援護課長（角 竜一郎君） 今回の改訂の案でいきますと、国のほうから試算が出ておまして、生活保護の生活保護費といえますのは、都市の規模に応じて1級地から3級地までに分かれております。八代市の場合は3の2級地っていう一番下のクラスになりますが、全体で生活保護の世帯を見たときに、1級地、2級地、1級地っていうのは東京都の23区部が例として挙げられますけれども、そういう大きなところの下げ幅のほうが大きいような形になっておまして、3の2級地の地方部については影響幅は小さいのではないかというふうに思っております。

実際、試算がある表を見ましても、高齢者世帯で見ましたときに65歳の世帯、70歳の世帯っていう形で国から出てる表を見ますと、0.何パーセントで動いている状況でありますし、同じようなところを都市部で見ますと逆にマイナスになってるというところもございます。ですので、具体的にどれぐらいっていうのはちょっと申し上げにくいんですけども、地方部の影響としては比較的小さいものではないかというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（鈴木田幸一君） 後でまた詳しいことを、直接。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 児童クラブの件で、2つという話でした。それぞれに収容される、収容するとか児童数、どれぐらいっていうような教えていただければと思いますけど。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） おはようございます。こども未来課、田中です。よろしくお願ひします。

鏡すくすくスクールにつきましては、現在35名の児童が利用されておりますが、今回の移転新設に伴いまして、40名程度の受け入れが

できると思われます。また、しらぬい児童クラブのほうは新設でございまして、おおむね40名が定員となっておりますので40名の増を考えております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。た。

どちらも待機児童解消ということでされるといようなことなんですけれども、これで解消になるんですか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 鏡すくすくスクールの場合が、現在35名と申しましたが、待機児童のほうが6名いらっしゃいますので、今回整備に当たりまして解消できるものと考えております。

また、しらぬい児童クラブの場合ですけれども、松高校区の待機児童数が現在15名となっております。また、松高小学校区以外の近隣のですね、八代小学校区、代陽小学校区にも待機児童がおりますけれども、今回40名増員することによって解消できると考えております。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。た。

以前から、児童クラブの待機児童の関係、お話あったんですけれども、市内全体での解消というのはこれで図られるというふうに認識してよろしいんですか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 今回の設置に伴いまして、市内全ての待機児童数が解消するということではございませんが、地域的なものもありますのでですね、現在全体で55名の待機児童がおりますけれども、そのうち松高校区、八代校区、代陽校区、また鏡校区の待機児童のほうはですね、解消されと考えております。また、まだほかに待機児童を抱えている児童クラブもありますけれども、今後その解消につきましては検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。た。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。さっき手挙げたろ。

○委員（橋本徳一郎君） 一緒でした。

○委員長（上村哲三君） 同じ。はい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決をいたします。

議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号・平成30年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第71号・平成30年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）

議案第71号・八代市介護保険特別会計補正予算に関しまして、鶴田長寿支援課長から御説明申し上げます。

○委員長（上村哲三君） 課長、ちょっと待ってね。はい、どうぞ。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 長寿支援課の鶴田と申します。よろしく願いいたします。

議案第71号につきましては、事前に配付しております資料と、別冊となっております議案第71号・平成30年度八代市介護保険特別会

計補正予算書・第1号を用いて御説明をさせていただきます。それでは、失礼して着座させていただきます。

○委員長（上村哲三君） はい。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） まず、補正予算案を上程いたしました経緯につきまして、関係資料、八代市第3地域包括支援センターの運営について、により御説明をいたします。

資料の1、地域包括支援センターについて、でございますが、地域包括支援センターは、高齢者の方やその御家族の方が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域の身近な相談窓口として、平成18年度の介護保険制度の改正に伴い、全国の市町村に設置することになりました。

○委員長（上村哲三君） ちょっと待って。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） A4の資料でございますが。

○委員（橋本幸一君） なかよ。

○委員長（上村哲三君） 入っとる。ずっと。ちょっと待ってください。

小会します。

（午前10時33分 小会）

（午前10時34分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

ごめんな、課長。続けてお願いします。最初からやり直すか。最初から行こうか。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 資料をごらんいただきたいと思います。

資料の中の1、地域包括支援センターについて、でございますが、地域包括支援センターは、高齢者の方やその御家族の方が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域の身近な相談窓口として、平成18年度の介護保険制度の改正に伴い全国の市町村に設置することになりました。本市におきましては、平成18年度の1年間は市が直営で運営し、平成19

年度以降は、市内を6つの圏域に分けて、6つの社会法人などに委託して運営しております。

2の委託法人の情報でございますが、そちらの表は、各圏域ごとに現在委託しております法人名と担当地区を記載しております。

その下の3、委託法人、医療法人社団優林会からの廃止届提出についてをごらんください。

2の表の黒枠で囲っております第3地域包括支援センターの委託法人優林会からセンターの職員が6月30日付で退職することに伴い、センターを運営するための人員基準を満たすことができないとの理由から、6月30日付で委託を廃止する旨の届け出が5月14日本市に提出をされました。

その下の4、今後のセンター運営についてをごらんください。

そのため、7月1日からの第3地域包括支援センターの運営に当たっては、次の委託先を選定し、委託するまでの期間約6ヶ月間について、市の直営で運営することといたしました。直営に当たりまして、センターの設置場所を仮設庁舎1階の長寿支援課執務室内に置き、センターの職員は専門職の資格を有する臨時職員を雇用する予定としております。このため、必要な経費について補正予算として計上いたしましたところでございます。

（4）に、次の委託法人の公募及び選定などのスケジュールを記載しておりますが、来年1月1日から次の委託法人にて運営を開始する予定としております。

続きまして、予算書について御説明いたします。予算書をお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ379万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ145億9193万7000円といたしております。

第2条の債務負担行為の補正でございます

が、2ページをお願いいたします。

2ページの下の方の第2表のところをごらんください。これは第3地域包括支援センターの運営委託について、公募により新たな委託先を選定する必要があるため、債務負担行為を平成31年度から32年度までの2年間、限度額4440万円で新たに設定するものでございます。

それでは、内容につきましては、6ページをお願いいたします。

まず、歳出から御説明いたします。

款2・保険給付費、項1・保険給付費、目2・介護予防サービス費に補正額86万5000円を追加しております。内訳は、説明欄の介護予防サービス計画給付事業でございます。これは、全国一律で提供される介護予防サービスの計画、いわゆるケアプランでございますが、要支援と認定された方が適切な介護予防サービスを利用できるよう、介護予防サービスの種類や内容をあらかじめ作成したものです。これは、地域包括支援センターにおいて作成することになっておりますが、この業務は居宅介護支援事業所に委託することもできるため、その経費について追加するものでございます。

次に、下の表でございます。

款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費、目1・介護予防・生活支援サービス事業費に補正額292万9000円を追加しております。内訳は、説明欄の介護予防支援事業（ケアマネジメント）でございます。これは、臨時職員2名分の社会保険料35万5000円、賃金227万円、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業にかかるケアプランの作成を居宅介護支援事業所に委託する際の作成委託料として30万4000円を追加するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、5ページに戻っていただきたいと思っております。

2、歳入でございます。上の表でございます、まず。

款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料を73万5000円減額補正いたしております。これは、歳入歳出を同額とするための歳入調整でございます。

次に、下の表、款10・諸収入、項3・雑入、目3・雑入に452万9000円を追加いたしております。これは、地域包括支援センターにおいてケアプランを作成した場合に、国保連合会からその作成料が支払われます。うち、介護保険の予防サービスに係る分として292万円、介護予防・日常生活支援総合事業にかかる分として160万9000円を追加しております。

以上で、議案第71号・平成30年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 第3包括の事業者が一時的に市になるということだったんですが、その利用者とかですね、の数と、その利用者への影響とかないかどうか教えてください。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 第3圏域でございますが、松高校区と八千把校区でございます。現在利用者は平成30年の3月現在で合計の189名でございます。

それから、利用者への影響ということでございますが、ただ今申しましたように、7月1日から市のほうで直営で行います。で、事務所です、第3圏域内に設置することができませんので、市の長寿支援課の執務室内に置くんですが、センターへ来所されて相談された件数といたしますのが全体の約7%ということで、大半の方は電話による相談か自宅へ訪問しての相談

でございますので、利用者の方に御不便、御迷惑をかけることはないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） はい、ありがとうございます。

ただ、職員が入れかわったという感じもあるので、慣れた職員でない場合っていうのも出てくるかなっていう気もしたので、ちょっとその辺の影響もと思って聞いたんですが。（長寿支援課長鶴田洋明君「そうですね」と呼ぶ）

○長寿支援課長（鶴田洋明君） その辺は今、臨時職員をですね、市のほうで募集をしております。まだ今現在進めておりますのでですね、確かに今まで担当しての方がかわられるということであればですね、影響はあるかと思えますけれども、市としましては最小限ですね、影響のないようにですね、努力したいとは考えております。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） わかりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません、今回退職されるということで、この法人のほうが運営できないということで市の直営になるというような御説明だったと思うんですけれども、この委託、まあこの、今、今回辞められるというところの法人がいつまで委託の期間があったんですか。残期間。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 平成30年の4月から平成33年の3月までの3年間でございました。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 30年の4月から3年間の委託をお願いしとったんですか。してた。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 地域包括支援センターの委託につきましてはですね、3年ご

とにですね、更新ということで、更新の際は改めて公募をして、そして選定をして委託をしております。それで、今回は、平成29年度中にですね、公募をしまして、そして選定をしてこの法人に委託をしたところでございます。ただ、委託する時点ではですね、適切にですね、業務を運営することができるという評価を得てですね、委託をしたところでございます。

今回はこの平成30年の4月からですね、新たな委託が始まりまして、後にですね、この職員の方が辞められて人員基準を満たすことができないという状況になったためということでございます。

○委員（野崎伸也君） 委託に関して、これは多分継続でされてきたんだろうというふうに思うんですけれども、その前もあつたのかなとは思いますが、継続されて、大丈夫なんですよというふうなお墨つきを出して、判断でされたということだったんで、今の話を聞くとですよ。その後のことでちょっとわからなかったんですよというふうな説明だったと思うんですけれども、何となくそういった情報っていうのが、やりとりっていうのができてないんじゃないかというふうにこっちは思うんですよ。そこはどうか。その法人さんと。何かいきなり感があるような気がずっとですけども。ちゃんと運営ができるような法人なのかどうかっていうのが、ちゃんと審査されてるのかどうか、ちゃんとコミュニケーションとれてるのかというのが思うんですよ。あとの法人は5つありますよね、圏域が6つあって。ほかの法人は大丈夫なんですかというふうにこっちは思うんですよ。そこはどうです。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 先ほど申しましたように、ことしになってからですね、その職員の方が退職されるということでございまして、その前からそういうようなことは一切ございませんでした。はい。特に急にということで

伺いましたので。はい。

○委員（野崎伸也君） あんまりしっくりこないんですけど。ということは、4月からの委託料というのは返還されるということですか。ないという、そういう。金銭的なところ。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 4月から始まりましたので、4月から6月までの3カ月分だけ委託料をお支払いしまして、その後の委託料につきましてはですね、今回の補正予算で一部は組みかえということですね、落としますの、委託料の返還といいますか、1年間まとめてお支払いするのではなくて四半期ごとにお支払いしておりますので、6月30日いうことでちょうど四半期ということでしたので、返還はございません。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） 先ほど質疑で話したんですけど、橋本さんも言われたんですが、利用者の方が一番ですね、困惑されるというか、そこに申しわけない気持ちがあるんですよ。こういうことになったら。継続利用されてるっていうのがあるんで。そのところをですね、やっぱりちょっと注意していただいて、情報のほうをですよ、まあ、先ほどもコミュニケーションの話しましたが、本当にそこをちゃんととれてるのかなというふうにこっち思うんで、今後は綿密にですね、連携図っていただいて、利用者の方が困られないように対応のほうをお願いしたいというふうに思います。（長寿支援課長鶴田洋明君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決をいたします。

議案第71号・平成30年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第61号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

○委員長（上村哲三君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第61号・八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）

議案第61号の専決処分に関しまして、岩瀬国保ねんきん課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の岩瀬でございます。失礼しまして着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元にご置きます議案書の33ページをお願いいたします。

議案第61号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告しその承認を求めるものでございます。

次の34ページは、専決しました、専決第4号専決処分書でございます。

35 ページに、改正条文を記載しておりますが、改正内容につきましては、別冊の右上に議案第61号関係資料、別冊でございますが、議案第61号関係資料とあります八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要で御説明いたします。

まず1つ目、専決処分理由及び改正趣旨としましては、平成30年3月23日付国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布等の通知において、国民健康保険条例参考例の一部改正が示され、4月1日施行とされたため、3月31日付専決処分にて条例改正を行ったものでございます。

次に、2つ目、改正内容でございますが、今回の国保制度改革により国民健康保険における財政運営の責任主体が県になることに伴い、県において新たに設置される国民健康保険運営協議会と、市において設置しております国民健康保険運営協議会を区別化し、国民健康保険運営協議会から市の国民健康保険事業の運営に関する協議会とする、字句の整理を行ったものでございます。

3つ目、施行期日は、平成30年4月1日でございます。

なお、資料の2ページは改正条例の新旧対照表でございまして、下線部分が改正箇所となっております。こちらは、説明を省略させていただきます。以上御報告いたします。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） ちょっと岩瀬課長、地方自治法第179条第何項の規定で言うた、さっき。説明のとき。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 179条第1項の規定により専決処分した事件につきまして、自治法の179条第3項の規定により議会に報告しその承認を求めるものでございましてというふうに発言したつもりだったんですが。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりまし

た。はい。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 間違っておりましたら訂正させていただきたいと思えます。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第61号・八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第62号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第62号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）

議案第62号の専決処分につきまして、岩瀬国保ねんきん課長から御報告申し上げます。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 国保ねんきん課、岩瀬でございます。引き続きよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書の37ページをお願いいたします。

議案第62号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

専決処分した事件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告しその承認を求めるものでございます。

次の38ページは、専決しました、専決第5号専決処分書でございます。

39ページに改正条文を記載しておりますが、改正内容につきましては、別冊の右上に議案第62号関係資料とあります八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要で御説明いたします。

1つ目、専決処分の理由及び改正の趣旨としましては、地方自治法施行令等の改正が平成30年3月31日公布、4月1日施行とされたため、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減の拡大等について、3月31日付専決処分にて条例改正を行ったものでございます。

次に、2つ目、改正の内容としまして、まず1点目、課税限度額の引き上げにつきましては、国保税の基礎課税に係る課税限度額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。

2点目、国民健康保険税軽減の拡大につきましては、低所得世帯の国保税の軽減措置の対象を拡大するため、軽減措置の所得判定基準のうち、5割軽減の基準については加入者数に乗ずる金額を27万円から27万5000円に、2割軽減の基準については加入者数に乗ずる金額を49万円から50万円とする軽減判定所得の引き上げを行い、対象者の拡大を図るものでございます。

3点目の①課税額の定義の変更につきましては、今年度から国保財政運営の責任主体が都道府県になることに伴い、県に納付する国保事業費納付金、これを明確化する等によるものでございます。次の②特例対象被保険者に係る申告

につきましては、非自発的失業による国保税減免の申告の際に、マイナンバーによる情報連携により把握が可能な場合は、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になるものでございます。

最後に3つ目、施行期日は平成30年4月1日でございます。

なお、資料の2ページ以降は改正条例の新旧対照表でございまして、下線部分が改正箇所となっております。こちらは、説明を省略させていただきます。以上御報告いたします。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 課税限度額の引き上げについて、54万から58万円ということでしたけれども、これ影響を受ける方何名ぐらいおられるのか。あと、2番目のほうもですね、国民健康保険軽減のほうも同じく影響を受けられる方どれぐらいおられるのか。あと、影響額。市のほうの影響額をお伝えください。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まずは、課税限度額の引き上げに係る分の影響といたしましては、世帯といたしましては100世帯ほどが影響を受けることになろうかと思っております。課税限度額を超過する世帯は全体でおおむね1000世帯ほどございますが、そのうちの100世帯ほどが影響を受けるかと思われます。国保税の調定額で申しますと、4000万円ほどの増になるというふうに見込んでおります。

次に、国保税軽減の拡大の部分につきましては、5割軽減、2割軽減の拡大によりまして影響を受ける世帯は90世帯ほどというふうに見込んでおります。影響額としましては、調定額で国保税が約400万円ほど減、少なくなる、減少するというふうに見込んでおります。

以上が影響でございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（鈴木田幸一君） これはちょっと意見ちゅうか質問ちゅうかちょっと複雑だったもんで。

○委員長（上村哲三君） 質問は終わりましたんで意見をお願いします。

○委員（鈴木田幸一君） 複雑だもんだけん、ちょっと、ようございますかね。

国保のこの金額というのは、前年度の収入に対してことしかかるということでの書き方しております。そのことによって、結局前年は仕事したけれども今年は失業しとるという場合は非常に滞納する可能性が強くなるちゅうのが今までの現状かと私は思っとるんですよ。それで、ここで意見ということになるわけなんですけれども、こういったことに対して何か措置ができるような方法を考えてもらいたいってことです。だけん、できるでんは別にしてからですね、考えてもらいたいってことが意見。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第62号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第64号・専決処分の報告及びその承認について（八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第64号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）

議案第64号の専決処分につきまして、鶴田長寿支援課長から御報告申し上げます。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 長寿支援課の鶴田でございます。よろしく願いいたします。

議案第64号につきまして、議案書は45ページから48ページでございますが、事前に配付しております議案第64号関係資料を用いて御説明をさせていただきます。それでは、失礼して着座させていただきます。

資料のほうですが、関係資料ともう一つ、済みません、条例の新旧対照表を3枚ですね、事前にお配りしておったかと思いますが、御確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、資料のですね、中の1、専決処分の理由及び趣旨でございますが、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年3月22日に公布され、4月1日より施行されましたことに伴いまして、本市に指定権限のある地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に係る訪問介護員等の要件と、看護小規模多機能型居宅介護の指定に係る申請者の要件等について、3月31日付で専決処分にて本市の関係条例の一部を改正したものでございます。

次に、2、改正の概要をお願いいたします。

(1)は、訪問介護員等の要件についてでございます。これまでは、訪問介護サービスにおいて、入浴、排泄、食事などの介助を行います身体介護と、食事の準備や掃除などを行います生活援助のサービスを提供する訪問介護員等は、介護福祉士のほか、介護職員初任者研修課程を修了した者とされておりましたが、生活援助を行う訪問介護員等については、介護職員初任者研修課程より研修時間が少ない新たな研修課程が追加され、その要件が緩和されました。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護につきましては、身体介護が中心のサービスでありますので、訪問介護員などの要件は、従前のとおり、介護職員初任者研修課程を修了した者に限とするものでございます。

続きまして、(2)でございますが、これまでは、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには、法人であることが必要でありましたが、医療法の許可を受けて診療所を開設している者も認めるとするものでございます。

最後に、(3)字句の修正ですが、本条例の条文に、指定地域密着型介護従事者とあったものが、その指定が外れて、地域密着型介護従事者と字句を修正したものでございます。

3、施行日でございますが、平成30年4月1日でございます。

以上で、議案第64号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 生活援助を行う介護職員の研修はより短くて済むってことで緩和っていうふうに説明されてるんですけど、それ、身体介護ではないとはいえですね、対応でいろいろ工夫というか専門性が問われるところがありますので、そういった部分の研修というか、そういった専門性を確保するということではきちんと研修していただきたいと思います。お願いします。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第64号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認

については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入れかえのため、しばらく小会します。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

(午前11時08分 小会)

(午前11時09分 本会)

◎議案第65号・専決処分の報告及びその承認について(平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号(関係分))

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、議案第65号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長(桑田謙治君) お世話になります。議案第65号・専決処分の報告及びその承認につきまして、宮田教育部次長が説明しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部次長(宮田 径君) 教育部、宮田です。よろしくお願いいたします。

それでは議案第65号、専決処分をいたしました案件につきまして報告をさせていただきます。恐れ入りますが座って説明をさせていただきます。

それでは、議案書の49ページをお願いいたします。

本案件は地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をした案件につきまして議会に報告し承認を求めるものでございます。

専決処分を行いましたのは、平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号でございまして、このうち教育委員会所管分につきましては

54ページをお願いいたします。

下段の歳出、第9款・教育費におきまして100万円を追加し、補正後の総額を47億8808万円とするものでございます。

続きまして、55ページの上段をお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正についてでございますけれども、今後、訴訟終了までの期間が不確定でありますことから、平成30年度より訴訟契約終了年度までを期間といたしまして、債務負担行為の設定を行なっているところでございます。

続いて60ページをお願いいたします。

上段の款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費でございますけれども、本案件は、3年前に市内中学校で判明いたしましたいじめ事案に関しまして、いじめを受けた本人及び両親から市を被告とする訴えがあり、今後の裁判日程等を考慮し、適正かつ迅速に対応するために、訴訟に関する経費100万円を5月18日に専決処分したものでございます。その内容は、節11・需用費が手続に要する印紙代等の消耗品で8万2000円。節13・委託料が弁護士へ支払う着手金37万8000円と弁護士2名の日当5万4000円の10回分として54万円の、合わせて91万8000円、需用費と委託料の合計で100万円となっております。

以上、御報告をさせていただきます。御承認よろしくお願いいたします。

○委員長(上村哲三君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(野崎伸也君) 訴訟関係費ということでございましたが、内容について少しもう少し詳しくお話しいただける部分でお聞きしたいんですけれども。

○教育部次長(宮田 径君) 今、詳細をとい

う御質問だったんですけれども、現在私のほうが今説明をさせていただきました内容程度はちょっと説明できる部分かなというところがございます。詳細につきましては裁判を控えましてですね、現在弁護士と協議中でございます、裁判への影響等も考慮させていただきまして差し控えさせていただければと思います。御理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 野崎委員、最初、ね、一言申しておりますので、御考慮ください。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

済いません。3年前の案件というような話をされましたけれども、御家族の方が、聞いていいのかちょっとわからんですが。

○委員長（上村哲三君） うん。

○委員（野崎伸也君） 御家族の方が裁判のほうされたいということだったのか、その本人なのか、どっちかなというのと、それは何を目的にされた、謝罪なのか、どういったところを目的とされてるのか、答えられる部分、もう答えられんていうならもうそれで結構でございます。

○委員長（上村哲三君） 後段のほうはちょっと難しいかもね。

○教育部長（桑田謙治君） 最初の御質問でございますが、今回の訴訟につきましては、いじめを受けられた本人とその親権者が訴えていらっしゃる。後段につきましては、先ほど言いました理由で差し控えさせていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） 了解しました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 今、野崎委員が質問したんですが、なかなかやっぱり訴訟ということで非常に制約があるということは私も理解しと

つとですが、私が聞いている範囲の中では、3年前のこの事件ということで、当事者間においては和解されたということで、その後行政に裁判を起こされたということで、非常にこの件については違和感を感じるわけですね。皆さんもそう思うんですが、先ほど何が目的かということ野崎委員もあるわけですが、その辺についてはですね、やっぱりしっかりした、行政側は行政側としてのですね、見解を持ってですね、臨んでいただきたい。

私個人的な思いでは、行政については私は何ら過失はないというそういう思いで、今、いるわけですが、3年間の間に何もなかったっていうことのこの、行政に対してですね、それについての違和感というのはなかなか私もぬぐい切れない部分があるもんですから、そこをしっかりと対応していただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） そのあたり説明がありますか。（委員橋本幸一君「何かその辺のコメントができれば、お願いします」と呼ぶ）

○学校教育課長（西村 裕君） それでは、対応ということで、御説明をできる範囲でしたと思います。

3年前に判明しましたいじめ事案の対応につきましては、まず、平成25年には既に文部科学省のいじめ防止対策推進法が施行されておりました。当該中学校におきましても、熊本県いじめ防止基本方針、八代市いじめ防止基本方針にのっとり、当時学校においていじめ防止基本方針を策定しておりました。

その方針のもとに、学校はいじめを受けた生徒の事実把握や生徒への支援を行い、組織的な対応を行っていただいております。当時学校は市教育委員会と連携し、いじめの解消はもちろんのこと、当該生徒の進学に向けた学力保障につきましても誠実に対応したというところがございます。

以上です。（委員橋本幸一君「結構です」と

呼ぶ)

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第65号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入れかえのため、小会します。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午前11時19分 小会）

（午前11時21分 本会）

◎議案第66号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第66号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）

議案第66号の専決処分につきまして、国保ねんきん課の岩瀬課長から御報告を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 国保ねんきん課、岩瀬でございます。再び着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元にご置きます議案書63ペ

ージをお願いいたします。

議案第66号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案するものです。

次の64ページは、5月25日付で専決しました、専決第9号専決処分書でございます。

今回行いました専決処分は、平成29年度国民健康保険特別会計の決算について収支不足が見込まれるため、地方自治法施行令第166条の2の規定に従い、平成30年度の歳入を平成29年度に繰り上げて充用したものでございます。

それでは65ページ、平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号について御説明いたします。

67ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ182億1987万4000円といたしております。

内容について御説明いたします。71ページをお願いいたします。

下段の3、歳出でございます。

款8、項1、目1・繰上充用金、節22・補償、補填及び賠償金で4億700万円を追加しております。これは、平成29年度決算において収支不足が4億700万円となる見込みのため、平成30年度予算において、繰上充用金として補正したものでございます。

なお、この繰上充用金4億700万円は平成27年度から平成29年度までの累積赤字見込額を示しておりますが、平成28年度の繰上充用金が約5億円であったので、これと比較いたしますと、平成29年度の単年度収支は

およそ1億円の改善が見込まれるところでございます。

また、改定税率算定の際は約8億円の累積赤字を見込んでおりましたが、決算の精査が進むにつれ、療養諸費でおおむね3億円の歳出減、国庫負担金でおおむね1億円の歳入増などが見込まれますことから、今回の繰上充用金としたところでもございます。

ただし、歳入の国庫負担金におきましては、確定前の県のヒアリングの段階ではございますが、国の最終調整率の影響等によりまして、およそ3億円が過大交付されております。この分については、精算確定後平成30年度末までに返還すべきものとなりますので、返還金分およそ3億円は平成30年度決算赤字の一部として先送りされることとなります。

したがって、平成29年度決算にはあらわれませんが、実質およそ7億円の累積赤字を有している状況にあることを認識しているところでございます。

次に、上段2、歳入でございます。

款1、項1・国民健康保険税、目1・一般被保険者国民健康保険税、節4・医療給付費分滞納繰越分で4億700万円を計上しております。これは繰上充用の財源とするため、滞納繰越分の収納の増加を見込む予算上の措置とするものでございます。

以上、議案第66号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号専決処分の報告とさせていただきます。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 実質累積赤字が8億の見込みが実質7億ということなんですけど、1億円赤字分が減ったというふうな見込みですよ。で、3月の一般質問でもさせていただいたんですが、7100円のうち3000円が累

積赤字の見込み分ということだったんですけど、その分に対する影響とかいうのはないんですか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 3月の委員会で申しましたような額といたしますのは、赤字を解消するために国保税を上げさせていただいた分ということになりますが、それはおおむね10年をめどとしまして赤字を解消していくという目的をお願いをしたところでございます。

今回累積赤字がおよそ7億円と見込まれるということでございますので、前回3月の時点で8億円と申しておりました額よりは1億円少なくなっているということで、改善はされたというふうにみなすことができるかと思えます。したがって、10年間をめどとして赤字解消をしてきております、という計画でございましたので、その赤字を解消する期間が短くなるというふうなところで私どもは認識をしております。

○委員（橋本徳一郎君） じゃあ、その間、ちょっといろいろ変動はあるかと思うんですけど、その間の分の値上げはもう極力抑えるという形になるって理解していいですか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 今後の国保税率の動向につきましては何ともこうであるというふうな見通しが立てづらいというのが現状でございます。といたしますのは、医療費がどの程度かかるかっていうのがその時点でないとわからないという現状にございますので、そういった医療費の動向に応じて国保税率を変動させざるを得ない状況になることも考えられますので、そういったところを踏まえて今後を検討していきたいというふうに考えております。

（委員橋本徳一郎君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 将来的な展望で課長に

お話聞きたいんですけど、今、橋本さん言われたように、赤字解消分まで今回ですね、上乗せして国保税が引き上がってるというのがあります。今、言われたように、10年めどで解消していこうという話なんですけど、将来的に赤字が解消されていくっていうことを目指してるんですけど、それが赤字が解消されたときには国保税が劇的に下がるというような、私、イメージ持ってるんですけど、その部分についてはどのように考えておられます。そのまま、人間ってというのは1回払ってるというのを慣れてくると、別に下げなくても私はいいんじゃないかと。今後のためにも基金とかですね。そういった話もあるんでどうなのかなというふうに思うんですが、課長としては将来的に展望はどやんふうに考えておられますかね、そこは。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 今後どうなるかという展望につきましては、劇的に下がるというのは非常に難しいかなというふうに考えております。といいますのは、医療費の動向を見てまいりますと、ほぼ右肩上がりですね、1人当たりの医療費の数値を見てみますと右肩上がりに上がっております。そういったことを考えますと、被保険者数が減りましても医療費全体としては上がる傾向にあるだろうと。ということは、それを負担するのは皆様の保険税で負担するということになりますので、劇的に下がるということは見込みづらいのではないかなというふうに考えております。

それと、平成30年から国保は都道府県化したしまして、国保税率等につきましても八代市独自で判断できる部分は全てではないということになってまいります。県のほうから標準保険料率が示されますので、それに応じた税率設定ということも必要になってまいりますので、そういったところを踏まえましてですね、考えておりますので、劇的に下がるというのは非常に厳しいのではないかなという見解を個人的には

持っております。

○委員長（上村哲三君） よろしいでしょうか。

○委員（野崎伸也君） 了解しました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 今、先ほど県の標準保険料率の話やったんですが、保険料の決定についてはある程度、それぞれの自治体の状況っていいですか経営状況によってある程度設定されるというのはこの前の説明で理解できとってますが、その標準保険税率と市の、それぞれの自治体の、非常にまあ、八代市みたいにちょっと赤字体質という状況の中で、その辺の県と地方自治体の何ていいですか、取り決めというのは何かあるわけですか。保険料率の決定について。県の強力な指導が入るとか、そういう取り決めとかあってるんですか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 特段取り決めというものはございませんけれども、県のほうで県内全体の医療費を見た上で各市町村のかかる医療費に応じて標準保険料率が設定されるということになってきますので、現時点では各自治体、各市町村で医療費の適正化に努めればその分標準保険料率も少しは上がり幅が少なくなるのではないかなというふうなことが考えられます。

○委員（橋本幸一君） 例えば、結局、今、八代は3方式ですよ。この前の話では4方式もあるということで、その辺の統一というのは将来的にはなされていくとですか。非常に私は、それについてもちょっと不公平感があるなという感じもするわけですが。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 現時点ではそのあたりの動向が少しまだ私ども伝わっておりませんが、現状としてですね、3方式、4方式ありまして、保険税率決定する上で各市町村間での違いというのは当然ございま

す。県の意向としましては、時期は明確にはされておきませんが、将来的には統一税率の考え方は持っているということでございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本幸一君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 今、県のその状況で全部把握していくということですが、そういう中でこの赤字解消分ちゅうとはどういった形で今の考えておられるんですかね。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 会計自体は、国保全体の会計は、県も各市町村分県内の国保の会計を扱っていると。各市町村はそれぞれ自分たちの自治体の保険者としての会計を預かっているということになりますので、八代市としての会計の分に赤字がありましたら非常に問題でございますので、その分はその分で独自に解消していくべきものというふうに考えて、30年度ですね、皆様に保険税率の増税ということをお願いしたというところでございます。

○委員（福嶋安徳君） じゃあ、それぞれの保険税でそれは賄う、今後、先ほど10年かけてやるというようなことでありましたが、それにあわせた形で個人負担がずっとふえていくというそういう姿になるんですか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 赤字を解消するまではそういったですね、赤字解消分の御負担というのもですね、被保険者の皆様にお願ひせざるを得ないところがございますが、そういった赤字が解消しましたならば、県が示します標準保険税率に沿った形でですね、国保税率等が動いていくのではないかとというふうに考えております。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（福嶋安徳君） わかりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第66号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第70号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第70号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）

議案第70号の条例議案に関しまして、田中こども未来課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） こども未来課、田中です。着座にて説明いたします。

議案書につきましては、79ページ、80ページになりますけれども、事前にお配りしておりますA4、2枚つづりの資料を用いて説明いたします。

まず、改正の理由ですが、厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業所ごとに置かれる放課後児童支援員の資格要件につい

て条例の改正が必要となったためです。

次に改正の内容としましては、次の３点となります。

１つ目は、現行で学校の教諭となる資格を有する者を基礎資格として規定しているところ、教育職員免許法に規定する免許状を有する者に改正することで、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にしたことです。このことにより、更新の有無にかかわらず、免許状を取得した者が対象となることが明確になりました。

２つ目が、現行要件の大学を所定の課程を修めて卒業した者について、平成３１年４月の改正学校教育法の施行に伴い創設される専門職大学の修了者が追加されたことです。専門職大学とは、大学制度の中に位置づけられ、実践的な職業訓練に重点を置き、産業界との密接な連携により専門職業人材の養成を目的とする新たな高等教育機関でございます。

３つ目に、放課後児童支援員の資格要件に、５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めるものが追加されたことです。これは、支援員の確保に苦慮している地方からの声に対応する国の方針により、これまで高等学校卒業者等でないと資格要件を満たさなかったものが、改正により、学歴にかかわらず経験があれば要件に該当すると緩和されたものです。

以上の３つの改正の条文案については、資料２ページの新旧対照表をごらんください。

改正の１番目が第１１条第３項第４号になり、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者を、教育職員免許法第４条に規定する免許状を有する者に改正となります。改正の②が次の第５号になり、当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を

含むを追加しております。そして、③の要件、５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めるものを第１０号として追加しております。

以上が改正内容ですが、参考に、改正後の放課後児童支援員の資格要件について、２ページの下にまとめております。

なお、本条例は公布の日から施行することとします。ただし、第１１条第３項第５号については、改正学校教育法の施行日に合わせ平成３１年４月１日施行とします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（福嶋安徳君） この事業については厚労省が今度見直しを図って進めていくという姿が報道されておりましたけれども、そういった形と一緒に、同じ考えとしてよかですかね。厚労省が今、改正していくというその姿。今の教職員支援員とか、そういったその資格を緩和していくとか、そういった条件があるようだけれども、そういった流れと一緒になんですかね。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 厚生労働省令の改正に伴うものですので、その方向で。（委員福嶋安徳君「その方向と一緒になんですか」と呼ぶ）はい。（「働き方改革」と呼ぶ者あり）

○委員（福嶋安徳君） じゃあ、学童保育で今の支援員が足りなくてその運営ができないというそういった姿が、１人もしくは２人いないと学童保育の施設を運営できないというそういうのを緩和できるんですか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 基準の２人以上っていうのはですね、変わりはありませんけれども、その資格要件となる基準が緩和されたということで、先ほど説明いたしました１、２、３の改正を行っております。（委

員福嶋安徳君「1、2、3がちょっとわからない」と呼ぶ)では、3番目の、言いましたけども、放課後児童支援員の資格要件の緩和というところで、今まで高等学校卒業した等でいけなかったものをですね、今後中学校卒業とか学歴を問わずですね、経験があれば支援員として該当するということになりましたので、はい、です。

○委員(福嶋安徳君) ごめんなさい。支援員としてとか、そういった指導に当たる方々がそれに市長が認めていけば、それはもうその要件に該当できるというような、そういったそういう条件になつてですたいね。それだけ緩和されたということになりますか。

○理事兼こども未来課長(田中かおり君) はい、緩和されたことでございますが、先ほど資料の2ページ目にですね、改正後の資格要件、放課後児童支援員の資格要件を10項目載せております。改正後はこのようになるということで御理解いただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(上村哲三君) よろしいですか。

○委員(福嶋安徳君) はい、ありがとうございます。

○委員長(上村哲三君) ほかにありませんか。

○委員(野崎伸也君) 別紙のほうで説明されたんでこっちのほうをちょっと見てから質問するんですけど、②の部分ですよね。こちらのほうがまだ創設されてないところで先にこういうことをやっていこうという改正をしたいという話なんですけど、この専門職大学っていうのが近隣ですよ、八代のこの近隣でどこら辺にできてるのかなとかっていう、ちょっと。どうなんだろうというふうに思ったんで、これができるような感じなんですか、近くに。どうですか。情報としてあれば教えていただきたいんですけど。

○理事兼こども未来課長(田中かおり君) 専門職大学につきまして、昨年の12月にですね、希望するということで認定をされているところがありまして、31年度開設予定の専門職大学っていうところですね、12月21日に発表したものなんですけれども、それによりますと、専門職大学は13校、短期大学のほうが3校ということで手を挙げてらっしゃって認可されております。近隣といいますと福岡専門職大学が一番近いところでございまして、熊本県内にはございません。今のところはございません。

○委員長(上村哲三君) よろしいですか。

○委員(野崎伸也君) わかりました。はい、ありがとうございました。

○委員長(上村哲三君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、これより採決いたします。

議案第70号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、

そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（上村哲三君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、まず、保健福祉に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出があつておりますので、これを許します。

・保健福祉に関する諸問題の調査（八代市が運営するデイサービス事業の見直しについて）

○委員長（上村哲三君） それではまず、八代市が運営するデイサービス事業の見直しについて、説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）

それでは、所管事務調査について2件お願いいたしておりますが、まず最初に、八代市が運営するデイサービス事業の見直しにつきまして御報告申し上げますので、續健康福祉政策課長のほうが御説明申し上げます。よろしく願います。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 健康福祉政策課の續でございます。本日はよろしく願います。座って説明させていただきます。

それでは、本日配布をいたしております、こちらのA4版のカラー刷りになりますが、八代市が運営するデイサービス事業の見直しについてという資料を配付いたしておりますので、こちらに基づきまして説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、1ページをごらんください。

1ページには、本市が現在運営をしておりますデイサービス事業の実施施設の状況について記載をいたしております。本市では、現在、坂本地域福祉センターなど5施設でデイサービス事業を行っております。いずれも、八代市社会福祉協議会に指定管理委託を行っておりまして、五家荘デイサービスセンターを除きまして、全て併設する地域福祉センター等の管理事業もあわせて委託を行っているところでございます。

この5つの施設のデイサービス事業に係ります指定管理の委託料は、平成30年度予算で2558万8000円となっております。更新のたびに額が増加しているという状況でございます。下の方に、直近3カ年の収支状況、これは平成26年度から平成28年度になりますが、表とグラフで示しております。各施設ではつきはございますが、全体的に赤字運営となっております。赤字の幅も年々大きくなりつつございます。

昨年度、平成30年度からの指定管理委託の公募をいたしました。本来であれば3年間の指定管理委託の公募でございましたが、応募事業者がない状態でございます。やむなく市の社協のほうで平成30年度の単年度という条件つきで受託をされたという経緯もございます。事業運営の継続が非常に困難な状況にあるところでございます。

次に、2ページをお開きください。

2ページでは、市のデイサービス事業の利用状況につきまして記載をいたしております。

平成18年度から平成29年度までの年間の延べ利用回数を表とグラフで示しておりますが、青色の坂本、オレンジ色の鏡につきましては、全体的に利用が減少傾向にございます。なお、鏡のほうで29年度に一時的にちょっと伸びておりますが、こちらは平成28年度末で閉鎖をいたしました千丁の地域福祉保健センター

で行ってありましたデイサービス事業の利用者の方が、鏡のデイサービス事業のほうに移られたということに伴いまして増加したものでございます。グレーの線の東陽につきましては、ほぼ横ばいの状況にあり、黄色の泉、緑色の五家荘につきましてはやや増加傾向にございます。

次に、3ページをごらんください。

3ページでは、こうした赤字運営や利用者の減少している状況につきまして、考えられる背景を2点挙げております。

まず1つ目として考えられますのが、民間事業所の参入による競合でございます。右に、八代市内のデイサービス事業所の推移をグラフに示しておりますが、八代市内のデイサービス事業所は、介護保険制度がスタートいたしました平成12年の8カ所から、平成29年には80カ所と大幅に増加をいたしております。また、資料の最終ページにデイサービス事業所の分布を示しました地図を折り込んで添付をいたしておりますが、非常に八代市内には民間の事業所が複数ございまして、また、泉、五家荘地区を除きまして、各地域福祉センターの近隣にも複数の民間事業所がございまして、こうした民間事業所との競合により、利用者が減少しているところがあるところでございます。

次に2つ目の背景として、介護報酬の減が考えられるところでございます。近年、介護報酬の単価改定等によりまして、以前に比しまして介護保険報酬の収入が減ってきております。また、先ほども申し上げましたように、利用者の減少も相まって、より厳しい状況となっているところでございます。結果として、年々収支が悪化しております、それに伴いまして、指定管理委託の金額も、更新のたびに増加をしているところがあるところでございます。

次に、4ページをお開きください。

そこで、4ページから6ページにかけて、このデイサービス事業の見直しに当たりま

して、利用者の利用動向を調査をいたしているところでございます。

まず、1つ目でございますが、デイサービスの利用者がどの地域の事業所を利用しているかを検証をいたしました。図が、4ページから5ページにかけて5つ載せておりますが、坂本地区、千丁、鏡、東陽、泉の5カ所に居住されておられます利用者の方が、平成29年の1月から12月にかけて、どの地域の事業所を利用しているかをそれぞれグラフで示したものでございます。青色の部分が利用者の実人数でございまして、そのうちオレンジ色の部分が市が行っておりますデイサービス、即ち、地域福祉センターで行っておりますデイサービス事業の利用者を内数で示しているものでございます。

坂本につきましては、地元の坂本の事業所を利用する方と、また、八代の事業所を利用する方がほぼ同数という状況でございます。

千丁につきましては、地元の千丁の事業所、特に民間の事業所の利用が多く、また、八代や鏡の事業所を利用されているということがこのグラフでわかるかと思っております。

次に、下のほう、5ページになりますが、鏡につきましては、地元の鏡の事業所、特に民間事業所を利用する方が多く、また、八代、氷川町、千丁の事業所を利用される方もかなり多く見られるところでございます。

東陽につきましては、地元の東陽の事業所が利用する方がかなり多く見られますが、八代や氷川の事業所の利用も一定程度見られるところでございます。

最後に泉になりますが、泉につきましてはほかに事業所がございませんことから、ほぼ市が行っておりますデイサービス事業を利用されているという実態がわかるところでございます。

次に、6ページをごらんください。

次に2点目の検証といたしまして、坂本、鏡

及び東陽の近隣のデイサービス事業があいてるかどうかというものをまとめたものでございます。

表の左側には、近隣に民間事業所がない泉・五家荘を除きまして、また、昨年度廃止いたしました千丁を除きまして、坂本、鏡、東陽の3カ所の市のデイサービス事業の1日当たりの延べ平均利用者数を、利用者の居住地ごとにまとめたものでございます。表の右側のほうは、居住地内または近隣の地域の事業所の数、延べ定員、1日当たりの延べ平均利用者数を記したもので、そこから受入可能人数を算出したものでございます。

赤い点線の部分を比較していただきますと、坂本につきましては市のデイサービスの利用者が1日当たり平均9.2人ということになっておりますが、右側のほうの居住地内または近隣の事業所の受入可能人数は1日当たり92.3人と、かなりあきがある状況でございます。鏡、東陽につきましても同様の傾向でございます。

7ページをごらんください。

これらを考察いたしますと、まず、デイサービス事業では送迎が行われますことから、居住地の事業所に限らず、近隣の地域の事業所も含めた広い範囲での利用が多く行われていることが考えられます。また、泉、五家荘地域につきましては近隣に他の事業所がなく、また、多くの利用者が、市が行っている泉地域福祉センター及び五家荘デイサービスセンターのデイサービスを利用されていることから、この2カ所につきましては依然としてその役割が大きく残っているというところでございます。また、近隣の事業所には全体としてあきが見られ、また、受け入れに十分な余裕があると考えられるところでございます。また、現在、デイサービス事業を行っております地域福祉センターにつきましては、建物が老朽化が進んでおりまし

て、ほかの民間事業所に比べまして十分なサービスが提供できなくなるおそれがあるということが考えられます。また、泉地域を除きまして、各地域では、近隣の民間事業所による機能の代替が可能と考えられるところでございまして、これまで民間参入が進むまでのデイサービスの先鞭役として市がデイサービス事業を運営してまいりましたが、民間参入が進みまして、その役割が終えつつあると考えられるところでございます。また、施設自体の維持管理経費の増加も考えられ、また、利用者の減も含めまして、介護報酬の減という、今後さらなる収支の悪化が懸念されるところから、民間事業所で代替が可能な地域につきましては、このデイサービス事業については見直しを図る必要があると考えているところでございます。

8ページをお開きください。

このため、本市といたしまして、今後の方向性でございますが、まず1つといたしまして、民間事業所による代替が可能と思われる坂本、鏡、東陽のデイサービス事業は、平成31年3月31日、つまり今年度いっぱいをもって廃止をしたいと考えております。

なお、これらに併設いたします地域福祉センターにつきましては、地域の福祉の役割を担う施設としてその機能を残し、あわせて施設の運営形態から指定管理委託にはなじまないということで、直営方式への変更を考えているところでございます。

一方、民間の事業所による代替が難しい泉、五家荘のデイサービス事業につきましては、これまで同様に指定管理方式により継続をしたいと考えているところでございます。

最後に、9ページが今後のスケジュールの予定でございますが、今後、利用者の皆様及び地域関係者の皆様への御説明を行いまして、9月議会で所要の条例改正議案を提出させていただきたいと考えているところでございます。その

後、近隣の個々の事業所との利用者の受け入れに関する協議やそういった調整を行いまして、来年3月末をもって3施設のデイサービス事業を廃止を行いたいと考えているところでございます。

以上が、八代市が運営するデイサービス事業の見直しについての御説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 6ページにあき状況というふうな形で延べ利用者数とか数字が挙げられてますけど、これは実際に使われてる方の数字ということですけど、潜在的にまだ利用されてない方だとか、これから利用される予定があるような方々とかの調査とかはされてるんでしょうか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 今回の調査につきましては、実際に利用されている方だけを考えてあき状況もしくは実際の利用されている方との対比を行ったというところでございまして、潜在的なところまではこちらのほうでは把握はしておりません。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） 収支状況から見ると確かにその提案の内容は理解できるんですけど、これから先の部分も含めてですね、ちょっと検討していかないと、先に閉めるっていうことを決めてしまうのはちょっと不安が私としてはあるんですね。だからちょっとその辺の調査も、ちょっと直接は違うかもしれないんですけど、そういう部分の調査なんかはですね、特に坂本では高齢化率も高いような気も、聞いておりますので、そういうふうにも聞いてますので、そういった潜在的な部分も含めて検討していただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） 意見でよろしいですか、今のは。

○委員（橋本徳一郎君） 意見です。

○委員長（上村哲三君） 意見だそうなのでそのようによろしく。ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） いろいろと利用が少ないというのを考察されてるんですけど、何が違うんですか、民間と。市の。値段なのか、サービスなのか、選ばれる理由っていうのは何なんですか。そこの考察は書いてなかったものですか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 具体的なその調査というところではございませんが、やはりデイサービスを利用される方につきましては、やはり送迎あたりで来られる地域におかれましては、やはりそのそういった送迎のサービスであるとか、あるいは御近所の方と一緒にいられる方とか、そういうことでその利用される方が多いというふうには伺っております。また、民間のデイサービス事業所は最近ふえたところにつきましては、やはり施設自体も新しいというのがございますので、その辺ではどうしてもその、介護保険が始まる前からの施設で行っておる市のデイサービス事業のほうは、施設面でのちょっとハンデというものはどうしてもあるのかなというふうに考えてるところでございます。

○委員（野崎伸也君） 値段的にはどうなんですか。利用料金。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 値段的には介護保険になりますので、大きな差異はございません。

○委員（野崎伸也君） 古い施設が多いというふうに理解しとつとですけども、泉のほうではほかに業者がないんで、競合するところないんで残していきたいというような方針も、今、示されたんですけど、例えば、その方針としてですよ、持つときに、じゃあその事業所の建てかえだったりとかそういったところについてはまだ検討はされないんですか。セットでやった

ほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。
施設の更新とかっていうところは。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） ただいまのは、泉以外の施設も含めてということですか。（委員野崎伸也君「いや、違う違う。泉だけ」と呼ぶ）泉の地域福祉センターにつきましても、先ほど申しましたように、全体的に老朽化は進んでおります。

ですので、これまで分散して設備に対する投資をいたしておりましたのを、できるだけ泉につきましては存続に向けて機器の更新であるとかそういったところもあわせて随時行っていきたいと考えているところでございます。

○委員（野崎伸也君） 今、私は考え的にそういうふうに変更して利用される方々が市のやつしかないんでっていう話をして質問したんですけども、今後ですよ、鏡とか坂本、東陽のほうが開めていくっていう中で、いろんな業者さんとお話をされる機会が多分多くなると思うんですよ。そういった中で、さっきの質問とはちょっと真逆になつてですけど、泉のほうにも参入されないですかというようなお話もですよ、していったほうが、市からの持ち出し分が少なくなっていくっていうふうに思いますんで、民間は民間にお任せしてもいいんじゃないかっていうふうなことで、今回はこういうような提案もあるんですから、そういったお話もですね、されたらどうかなっていうふうに思うんですよ。いかがですか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 今、おっしゃられたように、確かに民間の事業所が参入できるようであれば、ぜひ私どものほうもお願いしたいというふうに考えているところではございます。

ただ、やはりいろいろな事業所さんのほうにお聞きいたしますと、どうしてもやはり泉の場合はその介護の従業員を確保するのがなかなか難しいという実態がございまして、やはりそう

いったところでなかなか参入が進んでいないというようなことも伺いしております。ですので、そのあたりが解消されるようなことがありましたら、民間参入のチャンスもあるのではないかなというふうには考えるところでございます。

○委員（野崎伸也君） できる限り市の持ち出しを少なくしていこうというような取り組みだろと思うとですよ。だけん、今、言われたその、なかなか泉のほうに民間が参入されないっていう理由も多分、今、おっしゃったんですけども、そういったところに対して八代市のほうで手当てできるっていうかですね、御協力できる部分があるのであればですよ、そういったところも考えながら民間参入に向けてですね、考えをちょっと検討もされたほうがいいかなというふうには思いました。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で八代市が運営するデイサービス事業の見直しについてを終了します。

・保健・福祉に関する諸問題の調査（第7期八代市介護保険事業計画等（平成30年度～平成32年度）の推進について

○委員長（上村哲三君） 次に、第7期八代市介護保険事業計画等（平成30年度～平成32年度）の推進について、説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）
それでは、所管事務調査の2点目ですが、八代市介護保険事業計画等につきまして、長寿支援課の鶴田課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 長寿支援課の鶴田です。引き続きよろしくお願いいたします。

す。

第7期八代市介護保険事業計画等の推進につきまして御説明いたします。着座させていただきます。

まず、昨年12月の定例会の文教福祉委員会の所管事務調査におきまして、第7期八代市介護保険事業計画等の策定につき、途中経過を報告させていただきました。報告の内容としましては、主に基本理念や基本目標など計画の基本的な考え方、計画期間中の介護保険料設定の考え方について御説明をさせていただいたところでございます。

今回は、前回の説明以降まとめました、基本目標を実現させるための具体的な施策などについて、御説明をさせていただくものでございます。

説明に当たりましては、お手元にお配りしております所管事務調査関係資料にて御説明いたします。2枚でございます。第7期八代市介護保険事業計画等の推進についてということでございます。お手元の資料よろしいでしょうか。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、1、基本理念は、人として尊重され、地域の支え合いにより安心して暮らせるまちづくりを目指します、としております。

2、基本目標、地域包括ケアシステムの推進としております。

高齢者が医療や介護が必要となっても、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される体制づくりを目指します。

続きまして、3、基本目標を実現させるための施策の展開について御説明申し上げます。

基本目標の地域包括ケアシステムの推進を実現させるために、5つの目標と21の施策を掲げております。

なお、施策の数が多いため、主なものを御説明いたします。表のほうをごらんください。

まず、目標1は、生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進でございます。これは、高齢者が地域・社会活動、健康増進や介護予防の活動など、地域や社会に参加して人のかかわりを持ちながら、いつまでも元気に活躍できる生涯現役社会を推進していくものでございます。主な施策は、施策1、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置として、生活支援サービス体制整備事業を実施いたします。高齢者に対する見守り、買い物、調理、掃除など、生活支援の体制整備を推進するために、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置することで、担い手の養成、サービスの開発やニーズとのマッチングを行ってまいります。

次に、目標2は、認知症になっても安心して暮らせる体制の構築でございます。今後さらに増加していくことが見込まれる認知症の方が、尊厳をもって住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、あわせて家族の負担が少しでも軽減されるよう、地域全体が認知症への理解を深め、支え合う環境づくりや、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築していきます。主な施策は、施策5、人口の20%以上の認知症サポーター養成及び活動活性化として、さらに認知症サポーターの養成を行ってまいります。また、施策9、認知症初期集中支援チームの活動から抽出された地域課題の地域ケア会議での検討等として、保健師や社会福祉士などの専門職及び認知症専門医などで構成する、認知症初期集中支援チームを設置しております。これは医師の指導のもと、認知症が疑われる人やその家族を訪問して、観察・評価を行った上で、支援を包括的・集中的に行い、早期に適切な治療につなげ、自立生活のサポートを行うものでございます。あわせて、支援チーム

の活動状況の分析を行い、その効果を検証するとともに、支援の事例から明らかとなった地域の課題等についても検討を行ってまいります。

資料の2ページをお願いいたします。

次に、目標3、在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実でございます。高齢者が医療と介護が必要となってもできる限り住み慣れた自宅や地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護の連携を図り、包括的・継続的な在宅医療・介護の提供体制づくりに取り組みます。

主な施策は、施策13、医療・介護提供体制の目標及び施策・事業の具体化として、これまで市医師会、郡医師会、氷川町及び本市の4者の連携のもと、八代地域の医療と介護の連携を推進するための事業を展開しており、今後も昨年4月に本市健康福祉政策課内に設置されました八代医療介護連携支援センターを中心に、在宅医療と介護の提供体制づくりに取り組んでまいります。

次に、目標4、住民・地域の実情に応じた多様な住まい・サービス基盤の整備・活用でございます。主な施策として、施策16、早期に適切な住まいが必要な方への施設サービスの整備、施策17、早期に適切な居宅サービスが必要な方への居住系サービスの整備として、日常生活圏域において、既存の資源やニーズをもとに、適切な整備を図ってまいります。

次に、目標5は、多様な介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上でございます。要介護認定者数や介護サービス利用者数は今後も増加が見込まれるため、利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするために、サービスの質の確保と向上に向けた取り組みを行ってまいります。主な施策として、施策21、介護給付の適正化に向けた取り組みの推進として、平成29年の介護保険法の一部改正に伴って、介護給付適正化に関する施策や

目標を定めた本市の介護給付適正化計画をこの介護保険事業計画に盛り込み、ケアプランの点検や要介護認定の平準化に取り組んでいきます。

最後に、4、計画期間中の地域密着型施設整備についてをごらんください。

これは、先ほど説明しました目標4の施策16及び17に基づくもので、計画期間中に整備を予定しております地域密着型の施設及び事業所でございます。

まず、表の中の一番上でございますが、介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる特別養護老人ホームについては、植柳・高田・金剛・宮地校区を圏域とする第5圏域に1カ所、次の、下の段ですね、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについては、代陽・八代・麦島・郡築校区を圏域とする第4圏域内に1カ所、また、一番下の段でございますが、小規模多機能型居宅介護については、松高・八千把校区を圏域とする第3圏域内に1カ所、それぞれ平成31年度に整備を予定しております。

表の下の今後の予定でございますが、1つ目の介護老人福祉施設入所者生活介護については、整備に時間を要することから、平成30年10月から12月に事業者の公募を行い、来年平成31年1月から2月までに事業者を決定する予定でございます。2つ目の認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護については、公募、整備ともに31年度中に行う予定でございます。

資料の説明は以上でございますが、この第7期事業計画等の推進に当たりましては、本年3月定例会の一般質問でも御指摘をいただきましたが、高齢社会対策基本法の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定められた高齢社会対策大綱の内容を踏まえて推進していきたいと考えており

ます。

以上で所管事務調査に関する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見はございませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません。ちょっと教えてください。目標2の認知症の関係で、サポーターのやつですけど、人口の20%以上というのは具体的な数字、何人なのか。で、現在、今、何人か。で、この期間中に達成できるのか。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 済みません、ちょっと、詳細な数値につきましては、担当係長の元村より説明をさせていただきます。

○長寿支援課地域支援係長（元村純子君） 長寿支援課の元村と申します。

施策後の人口20%以上の認知症サポーター養成なんですけども、養成者の人数でいいますと、平成32年度末までに2万5850人を養成するということで現在計画を立てております。現在、平成29年度末で、養成者は1万7600人となっておりますので、非常に厳しい計画であるということで考えておりますが、まずは今年度、サポーター養成講座の講師となりますキャラバンメートをですね、30名まずは養成しまして、講師を養成した上で養成講座を計画的に勧奨しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 目標2の施策9ですね。ちょっとこれも教えてもらいたいですけど、認知症初期集中支援チームがつくられてるってことだったんですけど、具体的にそういう、あの人に行きなさいっていう訪問とかは

どういう形での指示になるんですか。

○長寿支援課地域支援係長（元村純子君） 議員御質問の認知症初期集中支援チームですけれども、こちらは介護保険法の改正に伴いまして、ことしの4月から全市町村に設置をしないといけないということで義務づけられております。

初期集中支援チームなんですけれども、ことしの2月に市長寿支援課の中に設置をいたしまして、相談窓口をまず各地域包括支援センターとしておりまして、地域包括支援センターを通して初期集中支援チームに依頼が上がってきております。

この初期集中支援チームのメンバーというのがですね、認知症の専門医、あと保健師や社会福祉士などの複数の専門職がチームとして支援活動を行っていく形になりますので、市役所の職員だけではどうしても専門職の確保ができないということで、平成病院の認知症疾患医療センターのほうに協力をいただきまして、そちらの専門医と専門の保健師さん、看護師さん等を派遣していただいております。

支援の活動なんですけども、包括支援センターから上がってきたケースにつきまして、チーム2名で自宅に訪問をして、御家族や認知症の方本人さんの状況を、国が示しておりますアセスメントシートをもとに観察をして、医療や介護保険サービスにつながるような支援を長期間かけて集中的に行っていくというものになります。

以上です。（委員橋本徳一郎君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で第7期八代市介護保険事業計画等の推進についてを終了します。

執行部入れかえのため、小会します。

(午後0時21分 小会)

(午後0時23分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、教育に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出があつておりますので、これを許します。

・教育に関する諸問題の調査(博物館施設整備(外壁他改修)工事概要について)

○委員長(上村哲三君) それでは、博物館施設整備(外壁他改修)工事概要について説明願います。

○教育部長(桑田謙治君) お昼も過ぎておりますが、いましばらくお時間をいただきまして、所管事務調査をさせていただきたいと思ひます。

博物館施設整備(外壁他改修)工事概要につきまして、博物館福原副館長が説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○博物館未来の森ミュージアム副館長(福原透君) 博物館の福原でございます。よろしくお願ひいたします。

博物館施設整備(外壁他改修)工事概要について、A4両面カラー刷り1枚の資料に基づき御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

まず、1番目、目的でございますが、博物館は、平成3年3月の竣工から築後28年目を迎えております。一見、相変わらず美しい現代建築ですが、内外ともに年数相応の劣化が進行しております。今回の工事は、そのうち、館本体の外壁コンクリート、柱や屋根軒裏の金属構造部材等にあらわれたひび割れや腐食等を改修するものです。開館後初めての大規模改修工事で、多くの市民が利用する社会教育施設としての安全性の確保、施設の長寿命化を図ることを目的としております。

2番目、工期でございますが、平成30年12月中旬から31年3月下旬、約3カ月ちよつとですが、予定いたしております。この間、1階から4階まで足場を組んだ作業となりますので、落下物等による危険防止のため、休館を予定いたしております。

3番目、事業費についてでございますが、工事請負費4034万2000円で、そのうち4000万円は市有施設整備基金の繰入金となります。

4番目、工事の概要についてでございますが、博物館外壁コンクリート打ち放し面のフッ素樹脂塗装、柱や屋根軒裏の金属構造部材のさび落としと再塗装、コンクリート打ち継ぎ目地、笠木回りなどのシーリング打ちかえ等を行います。

写真(1)をごらんください。博物館は、1階から4階収蔵庫最上部まで23mございます。この外周りに足場を組んでの作業となります。本工事により、亀裂等からの内部への漏水を防止、構造部材の強度の維持を図ります。

次に写真(2)をごらんください。遠目にはさほど目立ちませんが、裏面をごらんいただきますと、写真(3)でございますが、雨水による腐食、さびがかなり進行しており、早急な対応が必要となっております。コンクリート継ぎ目地の劣化状況については、写真4のとおりです。ほぼ、館外壁の全体にわたって同様の症状が見られます。

次に、4階収蔵庫外壁の改修でございますが、写真(5)のところをごらんください。右側にごらんいただきますように4階収蔵庫は外側を穴のあいたステンレス製の化粧板、パンチングメタルによって覆われております。この四角形の1升ぐらいが、これがほぼ畳1畳ほどの大きさでございますが、金属製のビスによって固定されておりますが、このビスに経年劣化が見られるところがあり、自然災害時の落下の危

険性が専門家より指定されております。今回はこの全体にわたって強度の検査を行い、不良箇所については、ビスの打ち直しを行うものでございます。

最後に、5番目ですが、休館中の館の活動等についてでございますが、休館中は館の受付職員、これは民間からの派遣職員でございますが、その職員を除きまして他の職員は全員平常勤務ということになります。1から5の業務に当たります。このうち、休館による市民サービスの低下を補うために、同じ社会教育施設でありますところの市立図書館と連携・共催して、
(3)、まず1、特別講座学芸員のこだわり八代学全6回の開催、会場は市立図書館大集会室を予定いたしております。それから(2)古文書講座上級編についても市立図書館大集会室を御提供いただき、平常通り開催の予定でございます。それから(4)学校教育との連携でございますけれども、博物館では平素から学芸員の出張講義や博物館資料、主に民具などでございますが、持参しました講座の開催を、要望に応じて行っております。休館中につきましては、社会や美術の部会の先生方を通じて広報に努め、いっそうの充実を図りたいと思っております。

最後に、本工事による休館等の周知方法についてでございますが、広報やつしろ、博物館ホームページなどを通して現在も周知に努めておるところでございます。今後、新聞なども適宜利用して、さらなる徹底を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で博物館施設整備（外壁他改修）工事概要についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（上村哲三君） ないようでしたら、第3回目の管内調査の日程について協議を行いたいと思います。しばらく小会いたします。

(午後0時29分 小会)

(午後0時37分 本会)

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

それでは、本委員会の第3回目の管内調査につきましては、8月中に調査を行うこととし、視察内容の詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

(午後0時38分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成30年6月20日

文教福祉委員会
委員長